よくある質問

よくお問い合わせいただくご質問と回答を紹介します

- マイナンバーを書き写したメモを番号確認書類としてもいいですか。
- (A) メモは番号確認書類として取り扱いできません。 マイナンバーカード・通知カード・住民票(個人番号記載のもの)が番号確認書類となります。
- 図 医療費控除を申告すると、医療費は戻りますか
- (A) 医療費が戻るわけではありません。 すでに納められている所得税があれば、その所得税が還付になる場合があります。

源泉徴収票(給与・年金等)の「源泉徴収税額」の欄に金額の記載がある場合は、還付の対象となる 可能性があります。

- 源泉徴収票や給与明細書がない場合はどうすればいいですか。
- (A) 昨年中に給与をもらっていたが、源泉徴収票や給与明細書がない場合は、 申告書の裏面の「5 給与所得の内訳」に給与支払者による記入や押印が必要となります。 収入額・住所・名称・連絡先を記入し、支払の証明として会社印等を押印してもらってください。
- 令和5年中の収入は全くありませんが、申告は必要ですか
- なお、生活保護を受けている方も申告が必要です。R6 年度(R5 年分)市県民税の申告から福祉総務課担当者による署名、押印を不要としました。

また、申告がないと、次のような影響がありますので、期限内の申告をお願いします。

- ・ 国民健康保険税や介護保険料、保育料が正しく計算されません
- ・ 市県民税に関する証明書が発行できません
- ・ 公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります
- ・ 各種行政サービスが受けられない場合があります

収入の有無にかかわらず、申告を受付しています。

- 申告期限を過ぎても申告できますか
- A 3月16日から5月31日まで、市県民税の申告受付を停止します。 令和6年6月3日(月) より申告受付を再開します。